

基山町都市計画審議会専門部会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 本町の都市計画に関する特別の事項及び専門の事項を調査審議するため、基山町都市計画審議会設置条例（昭和45年条例第15号。第 3 条において「条例」という。）

第 4 条に規定する専門委員等で組織する基山町都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 専門部会は、審議会の所掌事務のうち、審議会が必要と認める事項について、専門的見地から調査検討する。

（組織）

第 3 条 専門部会は、条例第 4 条第 2 項に規定する専門委員及び条例第 3 条第 1 項に規定する委員のうち審議会会長が指名する委員で組織する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第 4 条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、専門部会の調査及び検討の結果を審議会に報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 部会長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。